



2 諸課程（教職・司書・司書教諭）で開講される科目の単位は、この履修登録単位数の上限には算入しない。

（履修未登録科目の無効）

第7条 履修登録していない授業科目は、受講して試験を受けても無効である。

（履修登録後の科目登録変更）

第8条 履修登録は、各学期の所定期日以後の追加又は変更は、原則として認めない。

（クラス指定科目の履修）

第9条 クラス指定のある授業科目は、指定クラス以外で履修することは、原則として認めない。

（履修登録の配当セメスター制限）

第10条 上級セメスターに配当されている授業科目を、下級セメスターの学生が履修することはできない。

（重複登録の禁止）

第11条 同一講時に、2科目以上の授業科目を登録した場合は、それらの科目は、履修登録を無効とする。

（授業科目の受講定員）

第12条 指定した授業科目に限り、受講定員を設ける場合がある。この場合には、履修登録以前の所定の日時に予備登録をしなければならない。

（単位の認定）

第13条 履修登録科目の単位認定は、試験又はレポート等によって行う。

(1) 試験については、別に定める試験規程による。ただし、実習及び実技については、平素の実習及び実技の状況を考慮して認定することがある。

(2) 修得した単位の取り消しは認めない。

(3) 成績表は、春学期及び秋学期のはじめに配付する。

（GPAの算出方法等）

第14条 グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）は、成績評価について「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1、「不可」を0に換算した値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た値の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出する。

2 GPAの算出には、成績評価が「認」、「合」の科目、諸課程開講科目及び第5条第2項に該当する科目の単位数は含まない。

（成績の評価）

第15条 試験の成績は、秀・優・良・可・不可であらわし、可以上を合格として単位の修得を認め、不可は認めない。

（成績に関する質問）

第16条 成績評価の記載事項に疑義のある場合は、成績表配付の日（履修指導の日）から14日以内に速やかに教務課へ申し出るものとする。

（履修方法）

第17条 学生は、別表の定める履修方法により履修し、124単位以上を修得しなければならない。

2 授業科目の履修に関する要件は、別に定める。

（自主選択学修の単位）

第18条 授業科目の区分ごとに定める履修単位数とは別に、卒業要件として認める自主選択学修の単位数を定める。

2 自主選択学修の単位数及び対象となる授業科目については別に定める。なお、授業科目の区分の枠にとらわれずに自主的に選択履修した科目は、自主選択学修の単位数に含める。

（卒業の要件）

第19条 本学部に4年（8セメスター）以上在学し、第17条第1項に定める履修方法により124単位以上を修得するものとする。ただし、自由科目の単位は、これに算入することはできない。

（学位の授与）

第20条 前条による所定の卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、関東学院大学学位規則に定めるところにより、学士（社会学）又は学士（社会福祉学）の学位を授与する。

2 前条に規定する学士（社会福祉学）の学位は、所定の卒業要件を満たし、かつ社会福祉士国家試験の受験資格を取得するために必要な指定科目の全てを修めた者に授与する。

（副専攻制度、インスティテュート制度の履修）

第21条 本学部学生は、他学部が設置する副専攻制度、インスティテュート制度に設けられている授業科目を履修することができる。修得した科目の単位は、自主選択学修の単位として取扱う。

(他学部での履修)

第22条 他学部で修得した科目の単位は、指定されている科目に限り、所定の他学部受講届を教務課に提出することにより、卒業資格に必要な単位として認める。

2 指定されていない他学部科目を履修する場合は、所定の他学部受講願を、教務課に提出し、許可を得なければならない。

(海外語学研修の単位認定)

第23条 国際感覚の涵養と語学力の一層の向上を目的として、本学の国際センターが主催する語学研修を修了した者に対して、在学中1言語につき1語学研修のみ単位を認定する。

2 前項の単位は、当該学期の履修登録制限単位数に算入しない。

3 単位認定の手続きは、語学研修終了後、本人が指定期間内に次の各号の書類を教務課に提出して申請するものとする。

(1) 海外語学演習単位認定申請書

(2) 各語学研修先が発行する修了証明書又はそれに準ずるものの写し

(インターンシップの単位認定)

第24条 本学部が認めるインターンシップについてのみ単位として認定することができる。

2 前項の単位は、当該学期の履修登録制限単位数に算入しない。

(留学により修得した単位の認定)

第25条 別に定める「学生の外国留学に関する規程」に基づき、留学により修得した単位は、本学部の単位として認定することがある。

(大学院の科目の履修と単位の認定)

第26条 学部と大学院の連携を深めるため、大学院文学研究科博士前期課程設置科目の履修をすることができる。大学院特別履修生として、大学院で認定された単位については、学部の修得単位として認定することができる。

(本学と単位互換協定を結んだ他大学における修得単位の認定)

第27条 本学と単位互換協定を結んだ他大学で単位互換履修生又は単位互換特別履修生として修得した単位については、別に定める申し合わせに基づいて行う。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 文部科学大臣の定めるところにより、技能審査等の認定評価等については、別に定める一覧表及び認定基準に基づき、学部の履修科目として単位認定することがある。

(新入生の既修得単位の認定)

第29条 大学又は短期大学を、卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1年次に入学した学生の既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、30単位までを本学部の単位として認定することがある。

2 本学と教育交流を行う高等学校の生徒が、本学特別履修生として修得した科目については、本学入学後、単位を認定することがある。

3 認定を希望する場合は、入学年度の履修登録期間開始日前までに教務課に申し出なければならない。

(他大学等における修得単位の認定)

第30条 本規程第25条から第29条に規定した制度によって修得した単位は、60単位を限度に本学部において修得したものとみなして、単位認定することができる。

(他大学での履修)

第31条 他大学における各年次各学期別の単位の履修は、第6条に定める履修登録単位数の上限を超えないものとする。

(転部・再入学・復学者の履修)

第32条 転部または再入学者の場合の履修については、原則として、転入、再入学年次の履修規程を適用する。

2 休学者が復学する場合の履修については、原則として、入学時の履修規程を適用する。

(編入学生の履修)

第33条 編入学生の履修については、編入学年次の履修規程によるものとする。

(編入学生の既修得単位の認定)

第34条 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位(科目等履修生として修得した単位

を含む。)については、別に定める申し合わせに基づいて本学部の単位として認定する。

- 2 海外指定校制推薦編入学試験又は海外特別編入学試験により本学部に編入学する場合、前項に規定するほか、別に定める申し合わせに基づいて本学部の単位として認定する。

(ゼミナールの履修)

第35条 ゼミナールは、あらかじめ行われる履修予備登録において担当教員の承認を得た者が、履修登録をすることができる。なお、転部生、編入生については、履修登録に先立って担当教員の承認を得るものとする。

- 2 専門ゼミナール、卒論ゼミナールは原則として同一担当教員のもので、継続して履修するものとする。

第36条 第6 Semester末における修得単位数と第7 Semester及び第8 Semester履修登録単位数の上限の合計が卒業資格単位数を満たしている者には、卒業見込証明書を発行する。

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年3月7日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年1月26日に改正し、2017年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年3月1日から改正施行する。

附 則

- 1 この規程は、2019年2月20日から改正施行する。

- 2 改正後の第6条の規定は、2019年度以降の入学生に適用し、2018年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2019年7月23日から改正施行する。

附 則

この規程は、2021年3月5日に改正し、2021年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2021年12月2日に改正し、2022年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第19条の規定は、2022年度以降の入学生に適用し、2021年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2022年3月1日に改正し、2022年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第20条の2の規定は、2022年度以降の入学生に適用し、2021年度以前の入学生については、なお従前の例による。

## 【卒業要件と授業科目配当表】

### 現代社会学科

#### ① 卒業要件

卒業に必要な単位数は、下表のとおりである。

授業科目区分		単位数(以上)	計		
共通科目	キリスト教科目		2単位	36単位	
	キャリアデザイン科目				
	教養科目	「人と教養」分野から			2単位
		「人と文化」分野から			2単位
		「人と社会」分野から			2単位
		「人と自然」分野から			2単位
	リテラシー科目	必修（基礎ゼミナール）			2単位
		選択			
	保健体育科目				
	外国語科目	第一外国語（必修）			8単位
		第二外国語（選択）			
英語検定科目					
海外語学研修科目					
地域志向科目					
専門科目	1群（基幹科目）	選択必修	10単位	72単位	
		選択	6単位		
	2群（専門基礎科目）		24単位		
	3群（専門展開科目）		24単位		
	4群（演習科目）		8単位		
自主選択学修科目			16単位		
卒業に必要な最低単位数			124単位		

注] 卒業要件にかかわる授業科目の必選別の単位数は、入学年度の定めによる。

所定の卒業要件を満たした者には以下の学位が与えられます。

学士（社会学） 又は 学士（社会福祉学）※

※学士（社会福祉学）の学位は所定の卒業要件を満たし、かつ社会福祉士国家試験の受験資格を取得するために必要な指定科目の全てを修めた者に与えられる。

#### ② 履修登録上の注意

ア 履修登録単位数の上限

春学期 22単位 秋学期 22単位 ※7・8セメスターのみ上限が24単位に変わります。

イ 専門科目の履修

- 各授業科目は、配当されている年次に履修すること。
- 各授業科目の名称に1, 2が付いている科目は、1, 2の順に履修することが望ましい。

#### ③ 卒業見込証明書の発行条件

3年次末における修得単位数と4年次履修登録単位数の上限の合計が卒業資格単位数を満たしていること。